

社会福祉法人さくら 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 役員等が、法人の用務のため出張するときは、旅費を支給する。

(常勤役員等の報酬)

第3条 法人の施設及び本部事務局の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は、支給しないものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表第2に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支払いについては、毎月25日とする。ただし、当日が土日曜日に当たるときはその日前で最も近い土日曜日でない日に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等については、当該会議に出席した都度、現金にて支払う。
- 3 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、又は解任の場合の報酬額については、その給与対象月の

総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附則)

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席及び 法人業務のための出席	20,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会等への出席及び 法人業務のための出席	20,000 円

(3) 監事

	日 額
監事監査への出席	10,000 円
評議員会・理事会等への出席及び法人業務のための出席	20,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
委員会等への出席及び法人業務のための出席	10,000 円

(5) 交通費については、役員等の自宅から当法人までの距離に応じ、5キロ～15キロ未満＝1,000円、15キロ以上～25キロ未満＝2,000円、25キロ以上～40キロ未満＝3,000円、40キロ以上～80キロ未満＝4,000円、80キロ以上～＝5,000円を支払うものとする。